

日本経団連 道州制推進委員会 議事録

平成24年5月28日（月）10:30～11:30
経団連会館2階 経団連ホール南

出席者（敬称略）

□道州制推進知事・指定都市市長連合

共同代表 岡山県知事 石井 正弘
浜松市長 鈴木 康友

□経済団体連合会

道州制推進委員会 委員長 畔柳 信雄（三菱東京U S J銀行 相談役）
同 企画部会長 神尾 隆（トヨタ自動車 顧問）

ほか計46名

○畔柳委員長

道州制推進を担当させていただいている畔柳と言います。今日は司会進行を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日この大変午前中の忙しいところで、道州制推進委員会を開催させていただきます。本日は来賓として、道州制推進の知事・指定都市市長連合の石井正弘岡山県知事並びに鈴木康友浜松市長にお越しいただいております。ご両名におかれましては、ご多忙の中お越しいただきまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様も、大変お忙しい中をご参集くださいますありがとうございます。

さて、皆さんご存じのとおり、我が国は今、国を挙げて財政改革、経済成長の両立という厳しい課題に立ち向かっているわけでございますけれども、この国の経済再生を図りまするためには、地域活性化が不可欠でございます。グローバルな環境を十分に意識しながら、地域が独自の成長戦略に基づく地域経営を行うとともに、その成長政策、経営戦略を遂行できるように、二重行政の合理化などを図りながら、徹底した行財政改革によりまして成長のための原資を確保していく必要があるわけでございます。経団連といたしましては、そのための究極の構造改革が道州制であると、そのように考えておりまして、その実現に向けた取り組みをここ数年進めてきているところでございます。

やや残念ながら、国政レベルでは、特に政権交代以降、大きな進展が見られなかったのが実情でございますけれども、その一方で地域レベルでは、九州でありますとか関西でありますとか、さまざまな動きが出てきております。そして、こうした動きの一つとして、去る4月20日に設立されました道州制推進知事・指定都市市長連合では、地域主権型の道州制を目指して、その制度設計と国民的議論の喚起、政府、政党への働きかけを行うと

しておりまして、今後の活動が注目されるところでございます。

そこで、本日は同連合の代表を務めておられる石井知事及び鈴木市長にお越しいただきまして、道州制推進知事・指定都市市長連合が目指す道州制とその実現につきましてご説明いただきますとともに、意見交換などもさせていただくことといたしました。

ご両名のご略歴を簡単にご紹介させていただきますと、石井知事は1969年に東京大学をご卒業後、建設省に入省され、建設大臣官房審議官などを経られまして、1996年に岡山県知事に当選され、現在4期目を務めておられます。鈴木市長は、1980年に慶應義塾大学をご卒業後、松下政経塾に入塾され、民主党の衆議院議員を経られまして、2007年から浜松市長を務めておられます。

道州制を推進する動きが、府県の知事と政令市の市長の皆様から出てきましたことは大変興味深く、また心強いこととございます。本日は、地方分権や大都市制度をめぐる各構想と道州制との関係や、道州制実現に向けての課題、連携のあり方などにつきまして、有意義な意見交換ができるのではと期待しておるところでございます。

それでは、石井岡山県知事、鈴木浜松市長にご講演をいただきたいと存じますが、ご両名で45分程度お話しいただきまして、その後意見交換をさせていただければと存じます。それでは、ご両人よろしくお願いたします。

○石井知事

失礼いたします。ご紹介いただきました岡山県知事の石井正弘と申します。私のほうからお話を最初にさせていただきたいと思っております。

本日は、経団連道州制推進委員会の皆様方ご列席の中で、私ども道州制推進連合を設立をいたしました、その立場からの意見表明をさせていただく機会を与えていただきまして、本当に光栄に存ずる次第でございます。まことにありがとうございます。

実は、畔柳委員長さんとは、政府の地方制度調査会のほうの私も知事会代表で、ずっとメンバーとして議論に参画をさせていただき、一緒させていただいているところでございます。橋下大阪市長さんが、大阪都構想を述べられる日、そしてその日は川崎市長の阿部市長さんが、特別自治市構想につきましても意見を述べられる日とございました。その際、私のほうからお二人にお話をさせていただきまして、是非、都道府県とそれから政令指定都市、こちらの道州制推進について同じ考え方、志を持っている方と推進連合をつくりていきたいというお話をさせていただき、ご同意をいただきまして立ち上げて今日に至っているということでございます。鈴木市長にもご参画いただきまして、本当に心強く思っているところでございます。

それでは、私のほうから、この推進連合の設立の趣旨とか、それから今後の活動、また我々が目指しております地域主権型の道州制、この実現に向けた工程、具体的な制度設計などにつきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料に移りたいと思っておりますが、まず私は資料1、2と用意をさせて

いただいておりますけれども、資料1のまず2ページをご覧をいただきたいと思います。設立の趣意書でございます。

冒頭のところに、私どもの基本的な考え方がまとめて記述をしております。我が国が今置かれておりますこの人口減少、超高齢化社会、そしてグローバル化の進展、こういった大きな時代の潮流の中で、東日本大震災からの復旧、復興を初めとしましたさまざまな課題、そして社会保障、財政健全化、円高デフレ、国際競争力の向上、持続的な経済成長、いろんな困難な課題に直面をしているところでございますが、こういった中で、もう今現時点、皆様方も日ごろから痛感されておられると思います。有効性を失ったこの中央集権体制を打破して、そして国と地方の双方の政府を再構築していく、こういったことで地域主権型の新しい国の形を是非つくり上げていきたいという、こういう思いでございます。

こういった課題に直面をしていくわけでございますけれども、特にその後書いてございますが、東日本大震災を契機とした首都機能の分散、バックアップの問題も出てきております。それから、先ほど委員長のご紹介にございましたが、国の出先機関の原則廃止、これを受けて今広域連合の設立あるいは新しい動き、私ども中国地方知事会、私もこちらのほうの会長を務めておりますけれども、この6月1日には是非中国地方におきましても広域連合を設立をして、受け皿をつくっていくという方向性を打ち出していきたいと考えておりますけれども、こういった課題とか、先ほど申し上げた大阪都あるいは特別自治市などの新たな大都市制度の議論が進められる中でありまして、広域自治体の役割あるいは都道府県制度のあり方、こういったものが問われていると思います。

私がかねてから、こういった都道府県の区域を越えた広域的な行政課題に一元的かつ総合的に対応できる行政システムを構築すると同時に、地方分権改革を我々地方から強く主張してまいりましたが、これを飛躍的に推進することができる、いわば地方分権改革の究極の姿というふうに私は位置づけておりますけれども、道州制の導入を強く主張してまいりました。都道府県の全部の総合計画を見たわけではございませんけれども、実は私ども県の総合計画、5カ年計画の中には、道州制の推進をしていくということが明確に位置づけられているという状況でございます。県議会のほうでの議決もいただいているということでございます。こういった中で、国の方、政府の方の検討を待つだけではなくて、私ども広域行政を担う当事者であります知事と政令市の市長さんが力を結集して、この道州制実現に向けました運動というものを進めるべきではないかと、このように確信をしたものでございます。

そういったことから、被災地で今大変復旧、復興に頑張っていらっしゃいますけれども、村井宮城県知事さんにもお声をかけさせていただき、そして阿部市長、橋下市長とも一緒になりまして、発起人となって呼びかけをさせていただき、資料の5ページをごらんをいただきますれば、メンバーがそこに記述しておりますけれども、24名の方々のご賛同をいただきまして、この推進連合が発足したということでございます。

こういったような経緯でございますけれども、こういった統治システムの大改革でござい

まず道州制の導入につきましては、国民的なコンセンサス、そして国政レベルの意思決定が必要であります。そういったことから、この国の形を抜本的に見直すという気概と覚悟を持った我々が、この連合を推進母体といたしまして、地方の側から国民的な議論を喚起していこうと、そして政府、政党を動かしていこうということで運動を展開をしていきたいと考えているところでございます。

活動のこれからの方向性でございますが、3ページをごらんをいただきたいと思います。

ここに書いてございますとおりの活動方針を考えているわけございまして、1つは政府そして政党への提案、要請ということでございます。これにつきましては、早速私ども4党に、民主党、自民党、公明党そしてみんなの党に要請活動に行っていました。

それから2つ目は、制度設計でございまして、この地域主権型道州制の制度設計につきましては、この7月ごろを目途に私ども推進連合で明確に形として打ち出していきたいと、こう考えているところでございます。

それから3番目は、他の団体との連携、そして4番目は、広報・宣伝、こういったことを掲げさせていただいているということでございます。

今後でございますが、先ほど申し上げたとおり、2の制度設計にこれから力を入れてまいります。これにつきましては、後ほど私の考え方を申し上げさせていただきたいと考えております。

こういったことを進めていくためにも、経済界を初めとする各団体の代表の方あるいは有識者を含めた検討会議の設置が望ましいと、このようにも考えているわけでございますが、経団連におかれましては、こういった検討組織での制度設計などにつきまして、我々と是非連携をした取り組みを進めていただくようお願いをいたしたいというふうに考えているところでございます。

それでは資料の2のほうに移りたいと思います。

制度設計でございますが、7月に関係者集まって詰めていきたいと思いますが、まず私自身の石井私案とそこに書いておりますとおり、そのたたき台として、私の個人的な見解ということでお示しをさせていただきますけども、ただこの内容は、今まで私が入っております政府の道州制ビジョン懇談会、その中間報告がございましたし、また28次の地方制度調査会の答申もございました。それから、私、全国知事会の道州制特別委員会委員長として、道州制に関する基本的な考え方というものを取りまとめてきたという経緯もございまして、こういったものをもろもろ勘案をしながらお示しをさせていただいているということでございます。

それではまず、内容をご説明させていただきたいと思いますが、工程をまずご説明をさせていただきたいと思います。

工程につきましては、資料1の4ページにありますとおり、各政党に対しまして、まずは我々地方の意見を反映しながら、道州制推進法というものを是非つくっていただきたいと、こういうことでございます。この4ページにありますのが、各政党に要請した文章と

いうことになっておりますけれども、この推進法という名称は、経団連におかれましては道州制推進基本法と、仮称でございますが、そのように銘打っていらっしゃいます。私どもも同じ考え方で推進法ということで位置づけをしているものでございます。

それから、戻っていただきまして、時期でございます。資料2の1ページ目の道州制移行への時期ということでございますけれども、これにつきまして経団連におかれましては、第2次提言の中でロードマップをお示しになっておられます。道州制推進本部、総理大臣を本部長としてつくとか、あるいは諮問機関といたしましての道州制諮問会議を設置するといったようなことを明確に打ち出していらっしゃいまして、私どもも高く評価をさせていただいているということでございます。

制度設計でございますけれども、それでは資料2の2のほうに、2番目のほうに移りたいと思います。

まず、道州制の導入の理念でございます。これは2の(1)に書いてございますが、これは先ほどご紹介させていただきましたことと同趣旨でございます。いずれにいたしましても、中央集権の打破ということでございますから、中央府省の強い抵抗が予想されるわけでございます。そういった点、是非強い政治によるリーダーシップが必要だということを変更して認識をしながら、強い姿勢で我々も臨んでいかなければいけないと、こう考えているものでございます。

それでは、個別の項目に移りたいと思います。

まず、2の(2)の役割分担、国、道州、基礎自治体の役割分担、それから相互関係ということでございます。

まず、国の事務、これにつきましては、その①から④にありますとおり、こういったものに限定をしていくと。そして、道州は逆に①広域行政、それから2番目は規格基準の設定、そして3番目は基礎自治体間の調整、こういったような基本的な考え方にしているわけでございます。

それから、2ページ目の最初でございますが、基礎自治体におきましては、現在の都道府県の事務を原則として基礎自治体のほうに移譲していこうということでございまして、現在の都道府県の事務を受けとめる、そして今やってらっしゃいます基礎自治体としての事務、こういった住民に身近な行政分野を総合的に担っていただくと、こういう考え方でございます。地方への大胆な事務、権限の移譲というものをやっていくということでありますので、中央府省の解体再編を含む中央政府の見直しというものは必至であると、こう考えているところでございます。

一方、道州とか基礎自治体の事務、権限に関する国の法令、こういったものは細かいものは定めずに大綱的なものにしてもらおうと、そして我々地方側に上書き権を含む広範な自主立法権というものを付与してもらおうと、こういう考え方でございます。それから、国と道州、基礎自治体の代表が参画をする協議の場というものを法律によって設置をする、そして事務、権限の分担あるいは税財政制度など重要事項について協議調整をするというこ

と、こういうことを考えているわけでございます。

この点、設立総会の中で村井宮城県知事さんが強調されておられました。東日本大震災への対処の中で、内政に関する国の事務は多過ぎるということを実感しているというような話でありました。道州が受け皿となって、地方でできることは地方へゆだねるということ、このことでないと、こういったことをしないと、国際社会における我が国の立ち位置さえおぼつかなくなってしまうのではないかと、このような考え方を持っているものでございます。

ただ、こういったさまざまなことをこれから具体的に制度設計詰めてまいりますけれども、すべて内政を我々地方にゆだねるということではございませんで、例えば年金のような分野など、社会保障の分野につきましては、やはり全国一律の方針がよいというものも当然あるわけでございますから、そういった場合、基準とか制度設計は国が担う、そして現場の事務、こういったものは道州や基礎自治体が担うと、こういったような形というものの、いずれにいたしましても、経団連が提唱されているような、第三者機関で個々に議論をしていくということが大変有効ではないかという思いでございます。

一方、(3)の地方税財政制度、これが非常に重要な課題になるかというふうに思っているわけでございます。ここにございますとおり、偏在性が小さく安定性を備えた新たな地方税体系、こういったことが一つの大きな考え方でございまして、特にその際、消費税の地方税化、これを有力な選択肢としたいというふうに考えております。共同代表を務めていただいております橋下大阪市長は、消費税の地方税化、それから地方交付税の廃止ということをご主張しておられるわけでありまして、これはいろいろ大きな議論が必要かというふうに思いますが、いずれにいたしましても、私といたしましても、これは有力な選択肢ではないかというふうに考えているものでございます。その際、経団連のほうでも提言されておられますのが、地方共有税の新設とか、あるいは水平調整の困難性を踏まえた客観的な配分基準の設定、あるいは第三者によります調整機関の設置、こういったことなども視野に検討を進めていく必要があると、これは私も同じような基本的には考え方をしているものでございます。

その際、2つ目の丸でございますけれども、課税自主権を付与するということが極めて重要だというふうに思っております。いろいろ課題も残っております。私どもは、3番目にありますとおり、水平的な財政調整ということをご基本に考えたい、このように思っております。やはり今のような国から補助金とかあるいは交付税といったようなことで配分を受けるというのではなくて、道州制間において水平的な財政調整、そして第三者機関がそこに調整機能として入ってくる、こういったような形を想定しておりますが、4番目の丸にありますとおり、幾つか課題がございます。国の資産あるいは債務をどう扱うのか、あるいは基礎自治体間、特に基礎自治体のほうにおかれましては、やはり非常に財源の偏在が大きいものがあるわけでございますから、こういったもののあり方につきましては、さらに検討をしていく必要があるかというふうに思っているところでございます。

それから4番目、道州の組織でございますけれども、これにつきましては全国一律の設置基準等というものは必要最小限度としてもらいまして、道州独自の立法で自主的な組織を形成するというのを考えております。

そして、議会でございますけれども、一院制の議会というものを設ける。そして、その議員と首長は直接選挙で選出するというのを基本、これは基本的には憲法の改正が必要ないと、こういう考え方で取りまとめを行っているものでございますが、一方で議院内閣制を検討すべきだという意見も当然あるところでございます。そういたしますと、憲法改正の必要も出てくるということでございますが、もちろんこれを否定するものではございませんけれども、現下の議論の中では、こういった議院内閣制の問題とか、あるいは道州制をもっと進めた連邦制の議論、こういったこともあるわけではございますけれども、否定はしませんけれども、しかし地域主権型道州制を早期に導入するという観点とか、あるいは国家の統合といったようなことに対する国民的な意識と感情といったことを考えますと、現在の憲法のもとで道州制を実現をしたいと、こういうふうを考えまして、このような制度設計を提案をさせていただきたいと思っております。

最後に、5番目の道州の区域ということでございますが、私は岡山県の知事といたしましては、一定の自立性あるいは将来の発展可能性という観点から、中四国が一体となった中四国州の実現ということを主張してまいりましたけれども、いずれにいたしましても、自立的な、経済的、財政的な運営が可能な規模というものを大前提として考えていきたいというふうに思っているところでございます。その際、いろいろ基本的には法律によって最後は決定するということになるわけではございますが、いずれにいたしましても、地方、地域住民の意思というものを十分反映をしたようなものでなければいけないと、このように考えているところでございます。こういった中で、経団連におかれましても、道州制推進協議会をつくって住民の判断を重視するという観点を打ち出していらっしゃるのも非常に参考になると、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、道州制の導入は都道府県の廃止、そして国と地方の役割分担、抜本的な見直しになってまいります。国と地方通じました行政の大幅なスリム化、効率化になります。これは、畔柳委員長さんの冒頭のごあいさつのとおりでございます。一方、我々は地域主権、すなわち地方分権を推進をしていきたいという、その究極の姿としてこの道州制というものを主張してまいりましたけれども、これを実現するに当たっては、我々知事はもとより、国会議員あるいは地方議員あるいは国、地方の公務員の身を削るような大きな痛みを伴う統治システムの大改革でございます。こういう改革をなし遂げていくという意味におきまして、我々は日本の将来を憂う政治家といたしまして、みずからの職を投げ打つ、こういう気概と覚悟を持って、この地域主権型の道州制の実現に取り組んでいくという所存でございます。

経済界の皆様方には、是非とも我々のこの熱い思い、志というものをご理解いただきまして、引き続き手を携えまして地域主権型道州制の実現に向けた運動を推進をしていただ

きたいと考えております。今後とものご支援とご協力を心からよろしくお願い申し上げます。私の私見を交えての意見表明とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○畔柳委員長

石井知事、どうもありがとうございました。それでは続いて、鈴木市長、お願いします。

○鈴木市長

はい。それではよろしく申し上げます。

それでは、石井知事に引き続きまして、私のほうから話をさせていただきたいと思いません。

私は、今日は指定都市の代表というような格好で来ておりますけども、政令市というよりも基礎自治体、自立を目指す基礎自治体が今何を考え、何をやろうとしているのかと、道州制という大きな枠組みの中で、何を考え何をしようとしているのかと、そんな観点でお話してみたいというふうに思います。

先ほど、冒頭ご紹介をいただきましたとおり、私1980年に松下政経塾というところへ、第1期生で入塾をいたしました。私の最も仲がいいのは、今のドジョウ総理でございまして、今七転八倒の苦しみの中にあります。もう一人、逢沢一郎さんという自民党の議員さんが1期生でございまして、このお二人が私の同期生でございまして、あとは全部後輩でございまして。前原君も玄葉君も原口君も、みんな後輩でございまして、こんないいことはないなあと。いつまでたっても体育会系の政経塾は、1年期数が違いますともう天と地でございまして、私もそういう中で非常にやりやすいなど。

やっぱり国会を経て、今首長になってみますと、本当にこの国の問題点がよくわかります。今、国政が全然動いておりませんけれども、じゃあ彼らが無能なのかということ決してそうではないと。大変私は優秀な人材ばかりだというふうに思います。ただ、やっぱり今のこの国の仕組みの中で機能していないと。橋下さんが言うように、総理を何回替えても、政権を交代をさせても、恐らくこの国の前進はないだろうと。やっぱり、この国の仕組みを根本的に改めていく、それしかないなあとというふうにおっしゃってますけども、私も全く同感でございまして。

少し、今日こういうパワーポイントの資料を用意をしてみましたので、これに基づきましてお話をしてみたいと思いません。

実は道州制について私どもが認識をしたのは、もう三十数年前でございまして。松下幸之助翁は、まさに道州制の大推進論者でございました。当時1980年に松下政経塾ができたんですけども、その前年の79年にエズラ・ヴォーゲル博士が「ジャパン・アズ・ナンバーワン」なんて本を書かれまして、日本が絶頂期のころでございまして。当時松下さんは、その日本にあって21世紀の日本が危ないと、このままいったら国が衰退をして、日本は

大変な借金を抱えて国がつぶれてしまうという危機感を持っていました。何を言っとんだらうかと、当時の私どもは、この日本がそんなになるんだらうかというふうに思っていましたけれども、まさに松下さんが心配したとおりの状況になってきた。

松下さんは、どうしたらいいのかということに一言、それは今の中央集権の仕組みを変えていくしかない。道州制にして、発展の拠点をたくさんつくっていくと。1カ所に国の金と権限を集めて、それを分配するような仕組みを維持していたら、無駄が生まれるに決まるとというふうに喝破をされていました。PHPが今、地域主権型道州制というのを一生懸命やっていますけれども、これは松下幸之助翁の遺言であるからでございます。そういう中で育ってまいりましたので、私も根っからの道州制論者でございます。しかし、私はやはり、国会にいたときいろいろ道州制の議論しましたけれども、国会で行うってのはまず神学論争でございます。あれを100年続けても、私は道州制はできないと。やっぱり地方から現実を変えていくしかないなということは今強く思っております。

2番目の「日本再生の切り札 地域主権型道州制」というのは、今日は割愛をさせていただきます。またご覧を。

PHPが提唱している地域主権型の道州制でございますけれども、13Pです。道州制実現の鍵というのは、私は基礎自治体の自立と府県改革にあらうというふうに思っています。今日、石井知事が隣にいるもんですから、大変しゃべりにくいんですけども、私はやっぱり日本の中央集権的な自治の仕組みを支えてきたのは、47府県体制だろうというふうに思っております。

P14というところを見ていただくとわかるとおり、廃藩置県が行われて、明治の時代は大激動だったんです。まず、府県が75まで集約をされて、それを明治9年に県の大合併が行われまして35まで減らされます。大久保利通公が、中央集権的な近代国家をつくるんだから、こんな地方政府がたくさんあっちゃ困るということで、府県の合併をしました。そのときに、静岡県は、足柄県、静岡県、浜松県という3つが強制的に合併をさせられまして今の静岡県ができております。いまだに東部、中部、西部などと地域性が残っております。知事になると全部を調整しながらやらなきゃいけない、こんなあほなことをいまだにやっていると。これなぜかといったら、当時神奈川県と愛知県の間から愛知県のところまで3つの県を合併をしたというのがいまだに残っていると。

その後、これは承知ならんと、独立をするところがいっぱい出たわけです。それは、その後書かれているところでもありますけれども、宮崎県なんかは鹿児島県から独立したんで、静岡県みたいにおとなしくしてれば、東国原さんは鹿児島県知事だったと、こういうことになります。最後に明治21年に香川県が愛媛県から独立をいたしまして、47の県体制が確立しました。その後は分離運動が鎮静化をしまして、以来124年間微動だにしないというのがこの府県制でございます。これだけ世の中変わって、多くの戦争も経験して、もう日本の国の体制も市町村のありようも全く変わったのに、47府県体制だけは維持をされております。これやはり、この府県体制が日本の中央集権的な自治の仕組みとい

うものもしっかりと支えてきたと。だから、知事の前で大変申しわけないんですけども、私が最近よく言うのが、県こそ国の究極の出先機関であるというふうに言うておきまして、うちの川勝知事が、このフレーズを大変気に入らして、知事もいろんなところでお使いをいただいているんですけども。

今回この道州制実現の会、石井知事の肝煎りでつくりましたけれども、47府県のうち参加されてるのは9人、政令指定都市市長は20政令市のうち15人参加しています。恐らく、参加していない人たちも躊躇しているんであって、声をかければ多分20人全員入るといふふうに思います。これが今の状況を如実にあらわしているというふうに思います。

私は、やっぱり肝は、基礎自治体が自立をしていくことだろうというふうに思います。なぜかという、やっぱり府県の一番の存在意義というのは、基礎自治体をしっかりと面倒を見ていくと。自立のできてないようなところがたくさんある中で、それが国と基礎自治体の間にあって、非常にそれが府県の存在感を大きくしてるわけです。

P17を見ていただきたいと思います。

今、一番でかい基礎自治体、これは言うまでもなく、皆さんご承知のとおり横浜市の358万人であります。今、一番小さな基礎自治体は、高知県の大川村というところ、538人あります。私どもの自治会よりも小さな自治体がいまだに存在をしています。これが同じ、358万人と538人が同じ基礎自治体という位置づけにあります。これは全くナンセンスなことでありまして、その下を見ていただきますと、政令指定都市が20都市、中核市という人口30万人以上の都市が41都市、特例市、20万人以上の都市が40都市。何とか自立できそうな規模の基礎自治体って101しかないんです。1,800のうちの101しかない。こんな状態では、私はやっぱり道州制というのは難しいなと。まず、基礎自治体の自立というものを促していくという、そのためには一定の規模が必要になってまいります。

実は、その突破口として、私は特別自治市というのを考えておきまして、横浜の市長さんあたりが出ていきますと、何か大都市のエゴのように聞こえますけれども、特別自治市というのは基本的にそういう制度ではございません。大都市を独立をさせて勝手にやらせるという制度ではなくて、これは基礎自治体の自立というものを旨とした、非常に高い理想の下に実はある制度でございます。

ちょっとその辺のお話を次にしてみたいと思います。

この特別市制度というのは、今に始まったことじゃございません。P18を見ていただきたいと思いますが、戦後日本が民主的な国家に生まれ変わるときに、日本国憲法ができたと同時に地方自治法ができました。このときに、GHQがやはり同じことを行って、日本のこの中央集権的な自治の仕組みというのは、やっぱり府県改革をしていかなきゃいけないということで、実は地方自治法に特別市制度というものができました。その内容、P19の上を見てください。特別市制度とは、大都市市域における大都市と府県の二重行政、大都市に対する国と府県の二重監督の弊害を除去するため、人口50万人以上の都市を特

別市として府県から独立させる制度であると、こう書かれています。これ、今議論していることじゃないですか。65年前に既にこういう理念のもとに特別市制度というのはできていたんです。ところが、当時非常に不幸だったのは、これに該当するのが、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸というまさに大都市、こういう都市しか該当しなかった。そのときに、府県の猛烈な反対に遭いまして、対象市の住民投票っていうの、これは府県の住民投票にすりかえられたものですから、一つも特別市というのはできませんでした。

その代替措置として、昭和31年に政令市というのができました、政令指定都市制度というのは。これ、政令指定都市というのは、政令ですから法律に明記をされていません。内閣の決め事であります。だから、我々は政令指定都市と言っても、法律にきちっと位置づけられてないんで、我々の本来所属をするのは、今地方自治法に決められている全国市長会というところに所属をしているということであり、非常に中途半端な制度であります。このガス抜きのような、中途半端な制度ができたことによって、昭和31年に地方自治法から特別市制度が消えました。昭和31年、私は日本の自治が死んだ年だというふうに申し上げておるんですけども、これがなくなったことによって、基礎自治体の自立の道が閉ざされたということでもあります。

今我々、それをもう一回復活をさせていこうと。ですから、決して横浜や名古屋や大阪のようにでかい都市を自立させて野放しにするということではなくて、実は基礎自治体を自立をさせていくための大変大きなこれは制度であるということでもあります。

今、浜松が何をしようとしてるかということを中心に話をしたいと思います。

浜松市は、平成17年4月1日に12市町村が合併をして今の浜松市ができました。これはもう、今までの常識からいうと決してあり得ない合併だったわけでありまして。人口60万の旧浜松市と、あと周辺の11市町村、これはほとんど条件不利地域と言われる大変な地域でありました。ただ、そのときには平成の大合併で、あめをぶら下げられまして、今やっとならば人口80万ぐらいになれば政令指定都市になれるということで、慌てて合併をしたわけでありまして。

結果、どうなったかということ、長野県の県境まで浜松市であります。今、全国で2番目に広い市となりまして、ですから普通政令指定都市というのは大都市だと皆さん思われるんですけども、浜松市には過疎地域が4地域あります。1,511平方キロという大変広い市域の中で、半分が過疎地域であります、面積的には。P26ページを開いていただくとわかるとおり、浜松市には限界集落が110あります。これ、過疎の代名詞と言われる65歳以上人口が半数以上の集落です。これが過疎地域の半分以上を占めるんです。これは、調べてはおりませんが、おそらく全国断トツだというふうに思います。そういう都市でありますから、今その都市の状況を見ますと、P27の④のD1D、人口集中地域面積割合というのを見ていただくとわかるとおり5.6%、大変分散型の都市であります。田舎の特徴であります。これ、D1Dでいきますと大阪市が99%であります。人口集中地域が市域のほぼ100%が大阪市、浜松市は5.6%ですから、もうほとんどこれは田舎型

の都市であります。ですから、政令指定都市というのは決して、今は20になりましたけれども、特別な大都市ではないということも是非ご認識をいただきたいと思います。

ですから、そういう浜松が、私は自立をした都市経営ができれば、これは全国のモデルになるなど。人口1,500人の龍山村という村まで一緒になりました。人口1,500人の龍山村は、おそらく龍山村単体では生き残っていけなかったと思います。今、一緒になった浜松市だからこそ自立した経営ができていくということで、今うちは徹底した行革や経営の健全化というものに努めてまして、皆さんもご承知のとおり、行財政改革審議会というのをつくりまして、行革の推進役がコストカッターで有名な鈴木修さん、スズキの会長でございますけども、それからヤマハの伊藤さんという元会長が正副の会長を務めていただきまして、徹底した行革を進めてまいりました。今日はそうした内容についてはご説明はできませんけども、例えば借金は一マン・ショックで税収が減ってますけども、いまだにプライマリーバランスを66億の黒字で、どんどん借金も減らしてますし、私が自慢すると、市長が何かいいことだけ言ってんじゃないかと思われると困りますので、その下にムーディーズの格付を示してありますけども、私どももムーディーズに格付の依頼をしておりますけども、今ムーディーズが全国の自治体を分析調査しておりますけども、その中で浜松市の経営状況というのはトップの評価をいただいております。中期財政計画に基づく堅実な財政運営とその実績、他団体と比べて、小さな債務割合と柔軟な財政状況、行財政改革での先進的な取り組みといったことで、大変高い評価をいただいております。ですから、やっぱり財政的な裏づけがまず一番ですから、条件不利地域をたくさん抱え、過疎をたくさん抱えてても、浜松が自立した都市経営やっていけば、これはもう全国のモデルになると。浜松みたいに合併しときゃいいじゃないかということを示していきたいというふうに思っています。

そういう中で、実はこれは特別自治市をつくるっていうのは、県から独立をするということですから、これは知事の理解がないとできないことでもありますので、私のほうから提案をいたしまして、今静岡県では、今の県知事の川勝知事は道州制の推進論者でございます。知事に22年11月に、このときは静岡市長は、前静岡市長、小嶋市長でございましたけども、年に一度、G3という知事と両政令市の市長の会合を持っています。そこで私の方から、静岡県として先進的にこの特別自治市の実現に向けた取り組みをしていこうじゃないかということで合意をさせていただきました。それが、その下(P31)にある合意でございます。県と両指定都市は、道府県との二重行政を排除し、十分な税財源を移譲の上、一元的、総合的な行政サービスを提供する特別自治市の創設の実現に向けて、静岡が全国的先駆けとなるよう連携、協力することとしたということでございます。

それを受けまして、第6回のG3におきまして、P32の一番上の確認事項の1というところを見ていただきたいと思いますが、しずおか型特別自治市の実現に向けてということで、県と両政令指定都市が、新しい国の形として府県制度の廃止、道州制を目指し、自立した地域経営を行う基礎自治体のモデルとなるしずおか型特別自治市の理念を共有し、

その実現に向け取り組むと、こういう合意をさせていただきました。この合意のもとに、今両政令市と県の間で実務者研究会を設置をいたしまして、段階に分けてこれから基礎自治体の自立に向けて、県と我々がどういう取り組みをしていくかということの研究を始めます。それは、今の制度の中でできることは何かというのが第1ステップ、第2ステップは、特別自治市制度のような基礎自治体の自立に向けた制度ができたときに第2ステップ、そして第3ステップは道州制が実現したときにどういうふうになるかということの、3つのステップに分けて今研究会をスタートさせています。

この特別自治市制度、いろいろまだどういう制度だということ認識が進んでないところがありますけども、私の思いは、これは単に大都市を県から自立させるということじゃなくて、基礎自治体の自立をさせるための一つの大変有力な武器であると、制度であるということでもあります。そこで、今私が提案をいたしまして、政令指定都市だけでこれを推進をしていますと、大都市の何かエゴのように聞こえてしまいますので、先ほど申しました中核市、特例市、これもそれぞれ市長会を持っています。中核市、特例市市長会にお声をかけさせていただきまして、今政令市と合わせて101の、できれば101全部参加をしていただきたいんですけども、自立を目指す基礎自治体の連合体をつくりまして、この中でそうした特別市制度について推進をしていきたいなあというふうに思っております。基礎自治体の自立こそ、私は府県改革あるいは道州制への最大の近道だというふうに考えております。

最後に、少し私どもは地域として取り組んでいるユニークな取り組みについてお話をしたいと思います。

三遠南信広域連携というものでございますが、これはP34を見ていただきたいと思うんですが、三遠南信というのは愛知県の東、東三河という地域と、それから静岡県の西側、浜松を中心とした遠州、それから飯田を中心とした長野県の南部、南信州、この全体を総称して三遠南信地域と申します。ここが、ずっと前から三遠南信広域連携というものに取り組んでおりまして、この地域、見ていただくとおり、仮に県としますと大変なポテンシャルを持った地域でございます。

P36のところを見ていただくと、大変重要な決議を平成18年にしております。三遠南信地域は、道州制において同じ道州を目指すことを決議をするということで、毎年1回、三遠南信広域連携を目指したサミットをやっております。これは行政だけでなく、経済界の皆様あるいは市民団体の皆様も参加をして取り組んでおりますけども、平成18年に、道州制移行のときには、この地域は一体となってそれに取り組むということを目指しました。平成19年には、具体的な連携ビジョンを策定をし、今推進事務局を浜松市の中に設置をし、豊橋市それから飯田市からも人に来ていただきまして、具体的な、例えば産業政策でありますとか、あるいは防災の広域連携あるいは医療、メディカルです、そうした取り組みでありますとか、さまざまな広域の取り組みを推進しております。

今、この地域で広域連合への動きもしております、道州制というと、よくどこの県を

どっちに入れるんだというばかな議論がありますけども、決してそうじゃないと。それぞれの、先ほど申しましたように、実は今の県の境目っていうのは、明治のときに、ある意味で人工的につくられているわけでありまして。私どもの地域っていうのは、歴史的に見ますと、この三遠南信地域というのは非常に昔から文化的にも経済的にも連携の強い地域でございまして、こういう地域がやっぱりまとまっていくことが大事だなあというふうに思っていますので、道州制の枠組みを決めるときには、こうした地域のやっぱり特徴というものを生かしてやっていかなければいけないのではないかなあというふうに思っています。

以上、駆け足になりましたけれど、私のほうからのご説明は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）